

三田市介護保険条例新旧対照表

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| <p>第1条～第6条の4 省略</p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,930円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>27,930円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,890円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,860円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>62,840円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(令第22条の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69,820円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) <u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>83,790円</u></p> <p>ア 合計所得金額が190万円以上 <u>400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> | <p>第1条～第6条の4 省略</p> <p>(<u>指定介護予防支援事業者の指定基準</u>)</p> <p><u>第6条の5 介護予防支援事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>(保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,450円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,140円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,360円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,520円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,820円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(令第22条の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,970円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))、<u>次号イ、第9号イ又は第10号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,280円</u></p> <p>ア 合計所得金額が190万円以上 <u>290万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> |

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 97,750 円

第 8 条～第 21 条 省略

付 則

1～10 省略

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104,580 円

ア 合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。

(10) 次のいずれかに該当する者 116,880 円

ア 合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 129,190 円

第 8 条～第 21 条 省略

付 則

1～10 省略

(改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

11 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 3 月 31 日の翌日から行うものとする。

12 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 3 月 31 日の翌日から行うものとする。

13 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 3 月 31 日の翌日から行うものとする。